

令和4年第2回臨時会

天栄村議会会議録

令和4年3月30日 開会

令和4年3月30日 閉会

天栄村議会

令和4年第2回天栄村議会臨時会会議録目次

第1号（3月30日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
村長議会招集あいさつ	4
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	5
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	13
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	15
発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	16
招集者あいさつ	17
閉会の宣告	18

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和4年第2回天栄村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和4年3月30日（水曜日）午後2時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 村長議会招集あいさつ
日程第 4 議案第1号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について
日程第 5 議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算について
日程第 6 議案第3号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 7 発議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について
招集者あいさつ
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	北 畠	正 君	2番	円 谷	要 君
3番	大 浦	トキ子 君	4番	小 山	克彦 君
5番	廣 瀬	和 吉 君	6番	揚 妻	一 男 君
7番	渡 部	勉 君	8番	熊 田	喜 八 君
9番	大須賀	溪 仁 君	10番	服 部	晃 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	添 田	勝 幸 君	副 村 長	揚 妻	浩 之 君
参 事 兼 総務課長	内 山	晴 路 君	税務課長	塚 目	弘 昭 君
産業課長	黒 澤	伸 一 君	建設課長	櫻 井	幸 治 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 北 島 さ つ き 書 記 小 針 陽 平
事 務 局 長

書 記 森 歩

◎開会の宣告

○議長（服部 晃君） 本日は公私ともにご多忙のところ、令和4年第2回天栄村議会臨時会にご参集いただき、誠にありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名であります。

よって、定足数に達しておりますので、令和4年第2回天栄村議会臨時会は成立いたしました。

ただいまから令和4年第2回天栄村議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午後 2時00分)

◎議事日程の報告

○議長（服部 晃君） 本日の議事は、お手元に配付いたしました議事日程第1号をもって進めます。

日程に入るに先立ち、ご報告申し上げます。

本臨時会に説明のため、地方自治法第121条の規定により、別添写しのとおり出席を要求いたしました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 晃君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、

4番 小山克彦君

5番 廣瀬和吉君

を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（服部 晃君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長からの発言を求めます。

議会運営委員会委員長、小山克彦君。

〔議会運営委員会委員長 小山克彦君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小山克彦君） 本臨時会の会期の報告を申し上げます。

本日午後1時30分より議会運営委員会を開催いたし、令和4年第2回天栄村議会臨時会の会期について審議をいたしました結果、今臨時会の会期は本日3月30日1日限りと決定を見

ましたので、議長よりお諮りを願います。

議会運営委員会委員長、小山克彦。

○議長（服部 晃君） お諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいま議会運営委員会委員長、小山克彦君から報告がありましたとおり、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日と決定することにいたしました。

◎村長議会招集あいさつ

○議長（服部 晃君） 日程第3、村長議会招集挨拶。

村長より令和4年第2回天栄村議会臨時会招集の挨拶発言の申出がありました。これを許します。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 本日、ここに令和4年第2回天栄村議会臨時会が招集となりましたところ、議員の皆様には公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

初めに、3月16日の福島県沖を震源とする地震により被災された皆様に心からお見舞いを申し上げます。

本村においては、震度6弱を観測し、発生後、直ちに災害対策本部を設置して、被害状況の確認や情報収集、高齢者世帯の安否確認、避難所開設、水道管漏水箇所の復旧などの初動対応を、行政区駐在員、村消防団、村建設業事業者会などのご協力をいただきながら実施いたしました。

なお、避難所につきましては、村体育館及び村健康保健センターに開設いたしましたが、幸い避難された方はいなかったため、17日午後3時をもって閉鎖いたしました。

被害の状況につきましては、昨日までに、住宅44棟、道路12か所、水道施設4か所のほか、水路、集会施設、村内公共施設などにも被害が確認されております。現在、各行政区にも被害の取りまとめを依頼しており、これらがまとまり次第、補正予算を編成し、復旧を進めていく考えであります。

罹災及び被災証明につきましては、3月22日から申請受付を開始し、昨日までに44件の申込みがあり、このうち33件は一部損壊の罹災証明書を交付済みで、残り11件は3月28日より現地調査を進めております。

災害ごみにつきましては、仮置場を3月22日から31日まで設置し、受入れを行っております。

す。

地震についての報告は以上であります。

次に、本臨時会にご審議願う議案の概要についてご説明申し上げます。

議案第1号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定についてであります。4月からの新たな指定管理者の指定について、地方自治法の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてであります。新たな指定管理者の指定に伴う債務負担行為の補正並びに新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金及び特別交付税の増により、歳入歳出それぞれ1億806万6,000円を追加補正するものであります。

議案第3号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてであります。福島県の国道118号野仲橋架け替え工事が繰越事業となり、これに伴う水道管移設補償費が増額となることから、歳入歳出それぞれ154万円を追加補正し、繰越明許事業とするものであります。

ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） これで、村長の挨拶を終わります。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第4、議案第1号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号 天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について。

次の団体を天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者に指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和4年3月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

記。

- 1、管理を行わせる公の施設の名称、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場。
- 2、指定管理者となる団体の名称、株式会社TACプランニング、代表取締役、田代嘉宏。
- 3、指定期間、令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

提案理由をご説明申し上げます。

現在、天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者である株式会社天栄村振興公社より指定の取消し申出書の提出があり、これを受理したため、村振興公社によるオートキャンプ場の指定管理は、本年3月31日をもって終了いたします。

村では、新たな指定管理者の募集を、令和4年2月22日から3月18日の約1か月間実施し、応募者は株式会社TACプランニング1社でございました。

去る3月22日に、天栄村指定管理者選定委員会が開催され、本施設の指定管理者に同社が選定されたことから、地方自治法の規定により議会の議決を求めるため、本案を上程するものでございます。

なお、指定管理料につきましては、年額で300万となります。

説明につきましては以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） 株式会社TACプランニングというのを初めて聞いたんですけれども、これは資本金はどのぐらいなのか、どのような株式会社になっているんだか、村のほうに報告。

あと、契約の内容まだ、まだ契約は4月1日から令和7年3月31日までの、契約の内容を少し詳しく分かりやすくどのようなになっているのかご報告お願いいたします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

まず、TACプランニングの会社の概要でございますが、資本金の額は500万円というようなことを伺っております。

それから、会社の設立の年月日が令和4年2月14日というようなことで、全く新しい会社ですので、この会社自体の実績はございません。

会社の事業としましては、アウトドアに関するコンサルティング、それからオートキャンプ場の経営、運営、管理、それからアウトドア用品の販売及びレンタル、それから公道及び私道の除雪業務の委託、農道等の管理業務の委託などというようなことを伺っております。

それから、こちらのオートキャンプ場の管理運営に関する協定書、こちらのほうの案というようなことで、どのような契約かというようなことですので、内容についてお話し、ご説明申し上げます。

まず、もちろんこのオートキャンプ場の施設の運営、それから施設の管理を行っていただくというようなことでございます。

管理物件につきましては、基本的には今の建屋を貸して、それから村のほうでは、それに付随する物品というようなことで、いわゆる机であったり椅子であったりというようなことを管理をお願いするわけでございます。

それから、オートキャンプ場のテントであったり寝袋であったりレンタサイクルであったり、こういった貸付け用の物品については、指定管理者のほうで用意をしていただくというようなことになっております。

それから、指定管理の期間は、先ほど申し上げましたとおりでございます。

それから、指定管理者につきましては、オートキャンプ場に係る利用料金を指定管理者のほうの収入として収受することができるというようなことでございます。

それから、利用料の決定につきましては、村の条例に定める範囲の中において、指定管理者と村が協議して定めるというようなことになってございます。

それから、指定管理者の方が、この業務を全部を第三者に再委託するようなことは制限しております。

それから、施設管理、施設の改修、修繕等につきましては、管理施設の改造、増築については村の負担と、村の負担で行うということにしておりますが、ただし、1件当たりの少額の金額、具体的に言えば税込み50万円以下の小規模修繕については、指定管理者の負担とするということにしております。それ以外のものにつきましては、村と指定管理者が協議の上で決定するというようなことでございます。

毎年、3年間、指定管理者につきましては、事業計画を提出していただく。そして、年度の終了時には事業報告というようなことで、管理業務の実施の状況であったり、利用の件数であったり、利用料の徴収の実績であったり、それから管理経費の収支の状況、そういったものをご報告していただきます。

それから、何か指定管理者として思わしくない事案がある場合については、村としては改善の勧告をすることができます。そして、改善がされなかった場合であったりするときには、指定管理を取り消すことができるというようなことでございます。

簡単ではございますが、以上のような形で説明を終わりたいと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） これ修繕のときには、何か50万というのは、50万までは村が保証しますよ、そういう意味なの、どういう意味なの、違うの。

〔「50万まで……」の声あり〕

○8番（熊田喜八君） ちょっと待って、後で聞くから。例えば、今、50万ってあったけれど

も、例えば建物直すとか何かのとき50万出すというのか、それとも、その50万というのは何の50万なんだか。

あと、これに対して、結局は指定管理だから、管理するには、村としては年間何がしの管理料というのを、管理してもらうんだから、それ委託料というのは年間に幾ら払うとかというのを、その辺はどのようになっているんだか、併せて答弁をお願いします。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

先ほどの施設の改修に係る部分でございますが、まず、基本的に管理の大規模な改造であったり増築、こちらのほうについては村が実施するということになっております。ただ、1件当たりの修繕等が50万以下の小規模の修繕等の場合につきましては、指定管理者である請け負っていただくこのTACプランニングさんのほうで負担していただくというようなことでございます。

それから、指定管理の委託料につきましては、1年間300万円というようなことで予定しております。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） そうすると、例えば、ログハウスとかなんかありますよね、水道の施設とかなんか。50万円以下の場合には本人に出してもらうけれども、管理者が株式会社が出してもらうけれども、それ以上の工事は村が出すということ、そういうことで理解してよろしいんですか。例えば、2,000万も3,000万もかかった場合には村が出しますよという、そういうふうな契約なんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

今ほど申し上げましたとおり、50万以下につきましては株式会社TACプランニングというふうなことなんですが、それ以外の修繕に係る部分であったり、増築であったり部分については、基本的に大規模のものについては村が負担するということになっておりますが、基本的には甲と乙が協議して決定するものとするということでございます。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） じゃ、村長にお伺いしますが、例えば50万でなくて55万だったらば、もう村が出すということなんですか、じゃ。55万に、50万ってなっていることは、51万とか52万になったら村のほう負担すると、そういうふうに理解してよろしいんですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

まずは、その修繕箇所について、村側とそこの指定管理を受けた方での協議の上、50万以上のものについては村で負担をするというようなことでございます。

ただ、先ほど言いましたように、2,000万も3,000万もかかるやつ、じゃ、それはどうなのかと。それは、まず協議をした中で、方向性は検討していくというふうなことでご理解をいただければと思います。

○議長（服部 晃君） 8番、熊田喜八君。

○8番（熊田喜八君） まあね、これ引き受ける人もいなかったから、村のほうも苦渋の決断でいろいろやったんだと思いますけれども、別に反対ではないですけれども、内容だけ聞いておいて、とにかく3年間ですか、その年、当然、私はどうなっているか分からないけれども、とにかく3年間様子見て、またそのときに、また何かあったときには別な方法もあると思いますけれども、一応、私の質問は、納得はしていないけれども、分かりました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 今、課長から、備品の中で椅子と机は置いて、そのほかのやつは振興公社のほうに全部返すというようにことらしいんですが、その辺は明確になっているんですか。どの辺までが新しい会社にやって、どこまでが振興公社にお返しするのか、ちょっとあやふやですから、その辺はつきりちょっと説明してください。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

村のほうで、管理物品として計上しているものについては、先ほど申し上げましたビジネスデスクであったり椅子であったり、それから施設についている書庫であったり、それからロッカーであったり棚であったりパイプ椅子であったり、それから冷蔵庫、そして食器棚、ステンレスのシンク、AEDの機械、これらのものが村で買ったもので、これは新しい管理会社のほうにお願いしたいというようなことでございます。

それから、そのほかに振興公社さんのほうで買いましたごみステーションであったりまき割り機、その他草刈り機、芝刈り機、サーマルカメラ、炊飯器、加湿器、テレビやパソコン、それから洗濯機や乾燥機、そういったものについては振興公社のものというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 村で買ったものについては、全部新しい会社に引き継ぐと。あと、振

興公社で購入した分については、全部振興公社にお返しするという事でよろしいでしょうか。そのようなお答えですから、それで結構なんです。

ただ、なかなか償却資産もあると思うんですね。草刈り機なんかだのあれ、あれはまた備品として振興公社に残っているから、そのやつは振興公社のほうで減価償却していくというようなことになるんでしょうか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

これは、あくまでも振興公社さんと新しい会社さんのお話なんですけれども、振興公社の持っているものについては買い受けるという、新しい会社が買い受けるというようにお話を伺っております。

○議長（服部 晃君） 6番、揚妻一男君。

○6番（揚妻一男君） 借り受けるんですか、買い受けるんですか、買い受ける。じゃ、振興公社で売るといことだね、売ってもいいといことだね。その辺は、振興公社のほうにお任せするといことによろしいですか。分かりました。了解しました。

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はありませんか。

4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） 指定管理者といことによ指定になるわけですが、これ多分、初年度の事業計画等々は出ているかと思ひますけれども、それに、それをお示しいただけますか。あれば資料も見せてもらえますか。

○議長（服部 晃君） それコピーは出せないのか。

〔「資料が、手持ちしかない。手持ちしかないんですけれども」の声あり〕

○議長（服部 晃君） コピー出してもらったほうがいい。

暫時休議いたします。

（午後 2時23分）

○議長（服部 晃君） 休議前に引き続き再開いたします。

（午後 2時50分）

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） まず最初に、私が3月定例会で、前、一般質問でやりましたけれども、このオートキャンプ場の指定管理といこの議題に対して、この会社、指定管理を受ける会

社のどういうものかとか年次計画って、これ普通に質問出るといのは予測されるでしょう。何でこれ、こんな時間かけてわざわざ印刷してということになるのかなと思って。これやっぱりもうちょっと、課長、準備してくださいよ。もう50分かかっているんですよ、これ。何か3月定例会のその反省というのを全くしていないなと思うんですけどもね。それはそれでいいんですけども。

この計画で、10月までの計画で、10月から3月までの計画というの、これちょっと見当たらないですけども、これは冬期間休むということなんですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

オートキャンプ場の運営につきましては、4月1日から11月30日までというようなことで原則決まっております。

〔「一回謝罪したらいいべ、時間取らせただもの」の声あり〕

○産業課長（黒澤伸一君） すみませんでした。お時間をいただきまして、大変申し訳ありませんでした。今後、このようなことないように注意いたします。

すみません、ちょっと付け足させていただきます。

基本的に、営業期間については、先ほど申し上げたとおりなんですが、村と指定管理者側で決めれば、この限りではないというようなことでございます。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、これ今ちょっと読んだだけなんですけれども、ここに、この羽鳥、このほうのキャンプ場に、振興公社時代に勤めていた従業員を雇用して書いてあるんですけれども、今ちょっと見ただけなんですけれども、ということは、今ここに振興公社の社長である村長いますけれども、あれですか、振興公社の現社員でキャンプ場の管理やっていた方たちの従業員というのは、このTACプランニングに移籍するという話ですか。

○議長（服部 晃君） 村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） お答えいたします。

あくまでも、この指定管理を受けたところで引受けをいただけるようお願いするという話をさせていただいておりました。

地元雇用が一番重要でございますので、地元の方々もいますので、ぜひ地元雇用でお願いしたいという話はさせていただいておりましたので、あとは、その指定管理を受けた会社でどのような対応をするかと。あくまでも、議会の中での承認をいただいてからお願いいたしますということで、そういうふうな理解をしたのかと思いますが。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） あと、今までの指定管理料は多分400万だったと思うんですけども、今回この300万にしたという根拠はどういうことですか。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

こちらの申請書類の6ページのほうをご覧ください。

こちらのほうに、令和4年度、それからこの後にも5年度、6年度とあるんですが、こちらで収支計画表というものをいただいておりまして、想定される収入と支出をTACプランニングのほうで収支計画書としてつくってまいった、こちらのほうに指定管理料の年額ということで300万というようなことで書いてございますので、これであればできるのかなというように、こちらを採用させていただいたところです。

○議長（服部 晃君） 4番、小山克彦君。

○4番（小山克彦君） いやいや、今の話だと、このプランニングさんが計画したのは指定管理料300万だという話なんですけれども、300万で了解したという根拠を聞いているんです。

○議長（服部 晃君） 産業課長、黒澤伸一君。

〔産業課長 黒澤伸一君登壇〕

○産業課長（黒澤伸一君） お答えいたします。

あくまでも、こちらの収支計画表を見させていただいた上で、私どものほうでも指定管理料を定めるということになっておるんですが、こちらの収支の計画書の中であれば十分に、こちらの場合については、サイトであるとかコテージ、キャンプに係る利用料を取りながら、そして、村のほうから指定管理料を委託料ということで負担をして、その中で、地元の雇用をしたり、また維持管理費を支払ったりした中で、十分にやっていると判断させていただきました。

〔「分かりました」の声あり〕

○議長（服部 晃君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第5、議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長、内山晴路君。

〔参事兼総務課長 内山晴路君登壇〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 議案第2号 令和3年度天栄村一般会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億806万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ……

〔発言する声あり〕

○参事兼総務課長（内山晴路君） 失礼いたしました。1億806万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55億5,556万6,000円とする。

（債務負担行為の補正）

第2条、債務負担行為の変更は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年3月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為の補正であります。

変更でございますが、羽鳥湖畔オートキャンプ場管理業務委託の変更でございます。

補正前の期間、令和4年度から令和5年度まで、限度額800万円を、補正後の期間、令和5年度から令和6年度まで、限度額600万円に変更するものでございます。

これは、指定管理者を改めて指定することに伴い、変更するものでございます。

次に、歳入歳出予算事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、11款地方特例交付金、2項新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付

金、1目新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金、補正額2,737万8,000円の増。新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、その影響を受けた中小事業者が所有する事業用家屋や償却資産に係る令和3年度分の固定資産税について、事業収入の減少割合に応じた税負担軽減の特例を受けることができる制度で、こちらのこの軽減措置に伴う地方税減収額相当分が交付金として交付されたものでございます。

12款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、補正額8,368万8,000円の増。令和3年2月の福島県沖地震に係る災害復旧、災害廃棄物処理に要した経費や原油価格高騰対策など、特殊事情に係る財政措置に伴う特別交付税の増額でございます。

20款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、補正額300万円の減でございます。こちら財政調整基金からの繰入金でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出、2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正額1億800万円の増。財政調整基金積立金でございます。こちら新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立に向けた対策や自然災害などに備えるため、財政調整基金積立金として増額するものでございます。

14款予備費、1項予備費、1目予備費、補正額6万6,000円の増。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第6、議案第3号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長、櫻井幸治君。

〔建設課長 櫻井幸治君登壇〕

○建設課長（櫻井幸治君） 議案第3号 令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ154万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,402万3,000円とする。

（繰越明許費の補正）

第2条、繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

令和4年3月30日提出、天栄村長、添田勝幸。

9ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費の追加補正でございます。

2款事業費、1項簡易水道事業費、事業名、国道118号道路橋りょう整備仮設配水管布設事業、金額154万円。

今回の補正予算に計上しております県事業の国道118号道路橋梁整備工事に伴う旧野仲橋撤去工事が繰越事業となるため、現在、国道の仮設道路に移設している配水管、こちらは仮設であるためリースにより対応しており、財源は県の補償費によるものであるため、配水管の賃借料において、県に準じて翌年度へ繰り越すものでございます。

なお、野仲橋における工事計画を県に確認したところ、現在、旧野仲橋の橋台を取り壊しておりますが、地盤が当初の計画より軟弱で難航しており、撤去工事は来年度までかかる予定であります。

また、新しい橋につきましても、地盤が軟弱であることで、今後、新たな調査や設計も変更が必要となることから、県では、令和4年度に補正予算で対応することであり、実際に工事に入るのは、調査や変更設計が完了した後の令和5年度以降になる見込みであると、現時点での計画を確認しております。

次のページ、お願いいたします。

歳入歳出予算につきまして、事項別明細書によりご説明申し上げます。

歳入、6款諸収入、1項雑入、1目雑入、補正額154万円の増。県からの仮設配水管に伴う物件等補償費でございます。

歳出、2款事業費、1項簡易水道事業費、1目簡易水道事業費、補正額154万円の増。13節使用料及び賃借料におきまして、仮設道路に移設している配水管の賃借料でございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（服部 晃君） 日程第7、発議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

9番、大須賀溪仁君。

〔9番 大須賀溪仁君登壇〕

○9番（大須賀溪仁君） 発議案第1号 ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について。

この決議を別紙のとおり、地方自治法第112条及び天栄村議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年3月30日。

天栄村議会議長、服部晃殿。

提出者 天栄村議会議員 大須賀溪仁

賛成者 天栄村議会議員 渡部 勉

同じく賛成者 天栄村議会議員 円谷 要

提出理由。

世界の恒久平和の実現に向け、ロシアのウクライナ侵攻に強く抗議の意を表するとともに、我が国政府に対し、厳格かつ適切な対応を求める決意を表明するため。

なお、決議文については別紙のとおりでございます。

○議長（服部 晃君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

これから採決を行います。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（服部 晃君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎招集者あいさつ

○議長（服部 晃君） 申し上げます。

令和4年3月30日招集の令和4年第2回天栄村議会臨時会の会議に付された議件は全て終了いたしました。

ここで、招集者である村長から、閉会に当たり挨拶があります。

村長、添田勝幸君。

〔村長 添田勝幸君登壇〕

○村長（添田勝幸君） 令和4年第2回天栄村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は、上程3議案につきまして、原案どおり議決を賜り厚く御礼申し上げます。

桜のつぼみも膨らみ始め、暖かな日差しに春の訪れを感じる季節となりました。議員の皆様におかれましては、くれぐれも健康に留意され、村政に対し、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

○議長（服部 晃君） これで、招集者挨拶を終わります。

◎閉会の宣告

○議長（服部 晃君） 以上で本日の会議を閉じます。

これをもって令和4年第2回天栄村議会臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

(午後 3時11分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年5月31日

議 長 服 部 晃

署 名 議 員 小 山 克 彦

署 名 議 員 廣 瀬 和 吉

参 考 资 料

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	結果
議案1号	天栄村羽鳥湖畔オートキャンプ場の指定管理者の指定について	3月30日	原案可決
2号	令和3年度天栄村一般会計補正予算について	3月30日	原案可決
3号	令和3年度天栄村簡易水道事業特別会計補正予算について	3月30日	原案可決

議員提出議案

議案番号	件名	議決月日	結果
発議1号	ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について	3月30日	原案可決